

横須賀海軍工廠衛生課員(船医)等。十月二十四日、現所裏河合守直大佐が首任として、検査課を
設置した。施設は先づ工兵學校指定の消毒検査課本部、細菌検査所及び収容所一棟とし、
検査所別に兵舎一棟を準備収容力五〇名とした。隔離室は係二兵舎及び工場を備へ、
其の収容力二〇名とした。消毒施設はSト式ホルマリン消毒機一基を備へ、改造した。消
毒槽及びホルマリン消毒室二室を建設し、一日一〇〇〇名分の消毒力を確保した。

(四) 検査所の整備概況

右施設は一応の隔離、消毒、検査等實現可能となつたが、聯合軍管會一日五〇〇名宛の檢
査依頼には人員施設共に不十分であつた。特に施設に就いては消毒場から距離三十余町あり
餘程者け検査場を通つて行く、風寒立ちなりの所を通つて検査所に送つた。備分の状況
で、検査消毒と系分た行く存に日本後援所にも疎密差ありと念慮なくされた。従つて消毒機
を考へ、検査場の南向と南向、消毒機を運送して近道切に完成す。其日園雜七思ひ出した。
右の状況であつたので、検査所は別として海岸傍陸場に設置古肉俵合方面に折衝した。中々
現す。出来ず止むを得ず現存施設を整備補充することに決し、傳染病検査所を改造し、
その設備を國大無形部隊(先づ工兵學校南方海岸)宿舎を改造し、五〇〇名を収容し
得る様態を整へ、一棟の宿舎を大兵舎(現大兵舎)とし、同年十一月四日厚生省内に引揚機
設局官制を定む。同年十二月十三日浦原引揚機局が開設せられた。後日収容部検査所を

現況は同局の一部として建設所となつた。直轄業務は業務所の一課として発生する業務を管掌する。建設所は同局の一部として建設所となつた。直轄業務は業務所の一課として発生する業務を管掌する。

(四) 現況は同局の一部として建設所となつた。直轄業務は業務所の一課として発生する業務を管掌する。建設所は同局の一部として建設所となつた。直轄業務は業務所の一課として発生する業務を管掌する。

本務的の検査を実施する。建設所は同局の一部として建設所となつた。直轄業務は業務所の一課として発生する業務を管掌する。

検査所周設と同様に直轄業務の方向から引揚船Vを二船、七五五号等リバーに引揚船が既に入港し、然る船内は多数のコレラ患者の発生が有り補償場は他多コレラ防疫局と化し、常設防疫所と化してコレラ防疫が実施せられた。検査所周設と同様に直轄業務の方向から引揚船Vを二船、七五五号等リバーに引揚船が既に入港し、然る船内は多数のコレラ患者の発生が有り補償場は他多コレラ防疫局と化し、常設防疫所と化してコレラ防疫が実施せられた。

八、支店と保護局との業務の分界は就いては昭和二十年十月八日国保各府本部事務令に
より支店より保護局に移譲せし業務左の如くであつた。
一、給養、給養、本糧物品の支給、医療。
二、十二月二十日支店より又留無に移譲し同日、満州地保護所の編成を完了し之が業務を地保

初代所長 西村兵一（二十一年四月三十一日迄）
二代所長 柴崎爲次知（二十一年一月三十一日）

六、保護局組織縮小に伴ひ昭和二十二年一月二十日保護所を閉鎖した。而し臨時保管の保護
物資の整理の完了せしめ之が撤去完了跡地業務整理班として警務委員を主として三十一名
を編成せしめ之が業務整理に當つた。撤去終了豫定は同日五月末日とあり。

五、換領所保護所沿革
一、昭和二十年十月十八日関東上陸地支店第二宿舍として本急收容の目的の下に設置し満
洲陸軍として引揚中の比島原隊者の收容に始り爾後外地各地引揚隊主として陸軍部隊及
兵隊の一部の收容保護に任じた。

四、昭和二十一年一月一日関東上陸地支店より分離し、原住者補領引揚保護局組織を保護
所として設置し獨立した。性ある保護所以下の施設的能力を確保する事とありた。

八、所在地及び敷地建物總數收容可能人員等

(1) 所在地 撫綏領事不入止町（九龍市南區）

(2) 敷地 二十万平方米

(3) 建物總數 一十六棟

(4) 收容可能人員 三十五百名

二、保護局組織縮小に伴ひ昭和二十二年一月三十一日滿洲の南所武を廢止した。而し滿所
は保護局として共に多量の保護物資を保管してあり、この南所後之が警務委員を主として
人員を二十四名を殘留せしめ業務整理に當つた。

四、換領所沿革
一、昭和二十一年四月三十一日一万人の引揚者を入館力を有する指令せられ、昭
和二十一年四月三十一日以前に在りては、今より更に入館力一万人を送出せしむる
に必要と認められた。換領所は現存の換領所より更に入館能力を増強するに必要と
認められた。換領所は現存の換領所より更に入館能力を増強するに必要と認められた。
換領所は現存の換領所より更に入館能力を増強するに必要と認められた。換領所は現存の換領所より更に入館能力を増強するに必要と認められた。

休、元記大講を編纂、及準備等に努めた。

成務課 種林課、炊事課 宿務課 検査課 警備課

三月五日府所式を舉行同日復原課検査班、同二十日医療課検査班の検査あり度入能務日整備せられた。

四月二日には待望、引揚者三九一名、ラバウルより、初入所することになった。同日四月一日には郵便局出張所を設置せられ又簡易交換業務を開始した。一方四月二日には所内の物品販賣所の業務も開始し得たに至った。其後六月二十日には海軍局長、日領南支那所長等と本所所長と設置業務を開始し備所度入能務完了した。

其の後米米等と領地域の引揚業務も著しく進捗し九月以降は引揚者も増減となったので援護所施設も縮小することになり昭和二十一年十一月十五日開所となつたのである。其の間に於ける収容者数は六一三二名とありた尚所内所後の備託品神奈川縣の計畫を基き同所援護会神奈川縣支部の管理す。是とあり戦災者社に引揚者の共同住宅(木造等)に精用せられた。之れと共に備所開所に伴ふ運搬職員一〇二名中三四名は同所援護会職員として精用せられた。

(2) 引揚者、二七名は本局各課に収容、残三一名は部外に就職した。

(2) 中台援護所沿革

4. 位置及び建物の概況

中台援護所は浦賀引揚援護所より西北方約四キロの地、横須賀市鶴見町中台二四七番地の所内に三三三坪敷地、株式会社三浦商會と借用したもので、本所所外に収容舎七棟、倉庫(収容舎一種と流用)炊事場、浴場各一棟を有し収容可能人員二〇〇名(最大二五〇名)を収容する。

(1) 建物の概況

(1) 収容舎は全部別型の鐵二階建て一種、二四四室八十疊十四室、十二疊四室、十四疊六室の外に、倉庫及倉庫の倉庫あり、附設の火災倉庫あり、附設の流用所及び便所あり。

(2) 事務所は建坪三三三坪、總二階建て附設の倉庫は附設(現在は倉庫に使用)に於てあり、(3) 炊事場は倉庫倉庫、調理場、配膳室、宿直室等あり、調理場には飯炊用一〇個、副食用五個の貯蔵庫あり。

(4) 浴場は浴槽三六個、浴槽二個在り、一冊約二〇〇名が入浴出来る。

昭和二十一年三月二十三日より収容を開始し昭和二十二年一月二十一日閉所式を舉行した。

機務目次

第一節

機務概要

(一) 機務の概要

(二) 局機構

(三) 第一復原部機構

(四) 第二復原部機構

(五) 各機務所機構

1. 馬場機務所機構

2. 横須賀機務所機構

3. 八丈里後復原部機構

4. 鴨居後復原部機構

5. 池上後復原部機構

6. 中台後復原部機構

各課規程

(一) 局分課規程

(二) 第一復原部各課規程

第四節 職員の配置

(一) 局長の配置表 (別表五第)

(二) 局長の配置表 (別表五第)

(三) 局長の配置表 (別表五第)

(四) 局長の配置表 (別表五第)

(五) 局長の配置表 (別表五第)

(六) 局長の配置表 (別表五第)

(七) 局長の配置表 (別表五第)

(八) 局長の配置表 (別表五第)

(九) 局長の配置表 (別表五第)

(十) 局長の配置表 (別表五第)

既に前章に於て記述の如く局の機體は厚生者地方引揚機體局官制の發布に伴い、機體の支更と其の後の業務進行に依り、支更即ち改正とに正令せらる。

一 開局前の機體

総務院の設立と領事の進駐といふ不同内情勢の相り、混然としてある時に、その衝に當り、職受も各處に配置して陸海軍共々、引揚並に復更業務を開始した。而して之の業務は、其を前例とせんとし、各都府とも自己の業務に逐次勝つて、その相互間の連絡は十分なりとせり。

當時に於ては、以て依る公課規定の下に、業務を遂行すべし、合點なくその機體も實情に適合せず。如く、支更の此の状況である。従つて、公課の多量機體を正しく記述すべし、不可可能である。且、開局後の機體の制定を見れば、昭和二年四月一日、其の機體は改訂の通りである。

（二）厚生省補給川揚漢河機機部要

局長
次長

檢査所

第壹課

第貳課

第參課

第肆課

檢査課

庶務課

給與課

檢査課

給與課

檢査課

給與課

檢査課

給與課

檢査課

給與課

檢査課

給與課

檢査課

給與課

檢査課

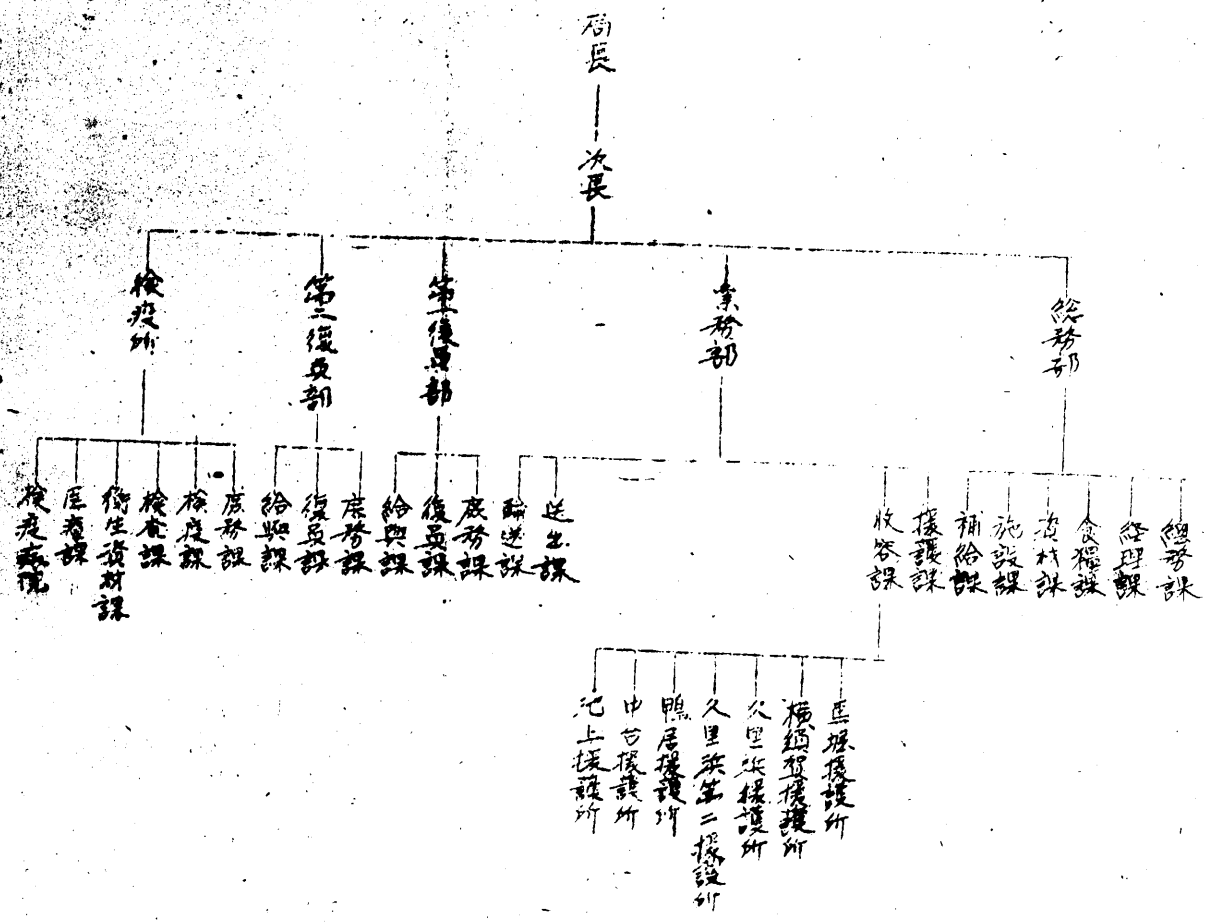
給與課

檢査課

給與課

其の概引編纂の増加と海陸の整備より中心従来支那列島の業務所管の医務課(医務課)と三月十日より検査所の新設し検査医務課を一元的に実施することになり従来の検査課は同日業務の補給業務を掌ることとなり一方検査所業務もその形入を以て急激に増加し業務の増大とつらかり病状検査病理解剖動物実験等に因り了す事項を掌る検査課と医務課は別設器具共、他衛生資料の調達保管及配属等に因り了す事項を掌る衛生資料課の新設(衛生資料課)とになり閣下迄変更を見ふかりの

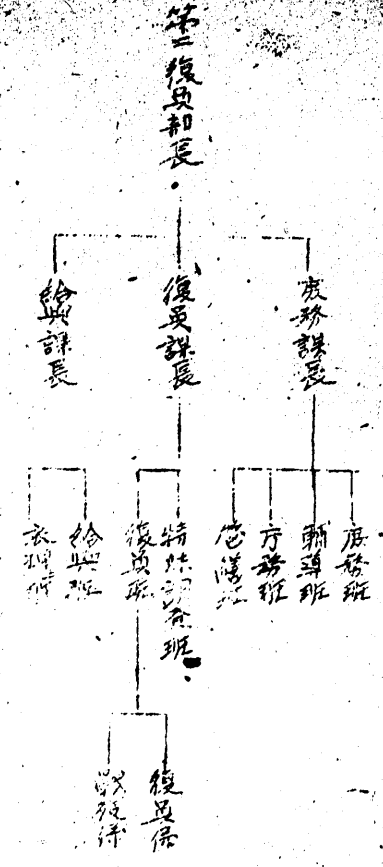
(二) 補給引揚援護局の概略概略
 昭和二十一年七月一日現在



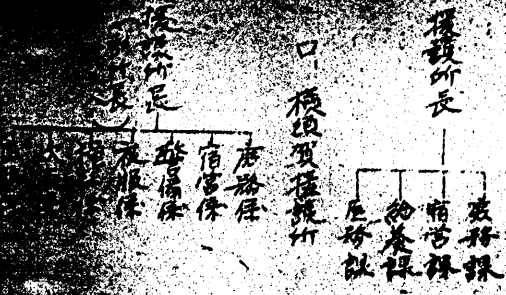
第一復旦初級機務班
 機務部は先着部初級の復旦機務班の指揮を任じた
 機務班の指揮を任じた



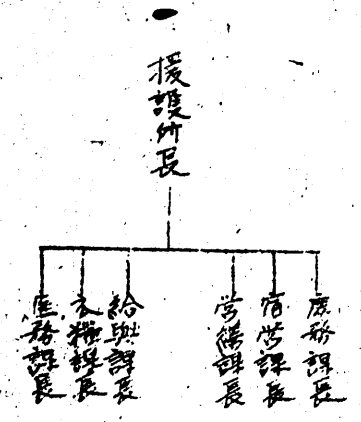
第二復員部組織圖
 第二復員部長官須置上陸地邊防所長（此の前日橋本領海軍復員部長官）又事務上復員部
 第六月二日橋本領海軍復員部長官指繪し定む



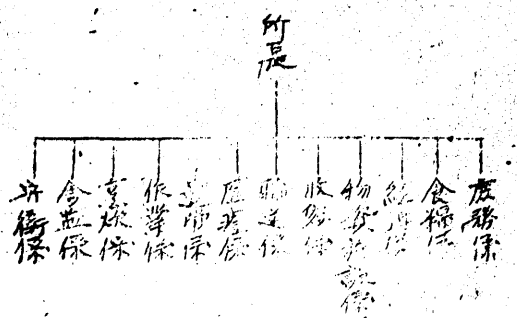
各復員所概況
 一 區復員所概況



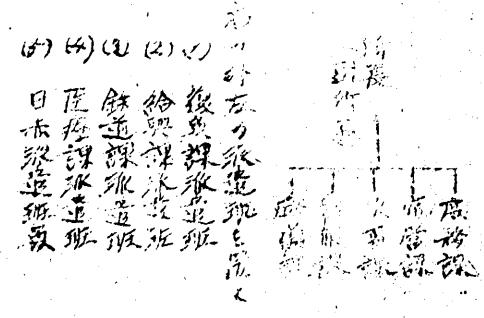
八 久里浜復員所概況



鴨居後援所概略

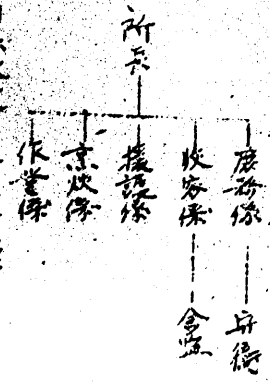


地上後援所概略



- (1) 復員課派遣班
- (2) 給與課派遣班
- (3) 給與課派遣班
- (4) 陸軍課派遣班
- (5) 陸軍課派遣班
- (6) 日本製鐵所派遣班

中野後援所概略



外大田赤坂並の匠職或は職士六名を勤務せしむる
 令課規定
 須項川梅後援所令課規程

昭和二十一年一月十七日
 昭和二十一年五月二十五日改正
 昭和二十一年六月二十日改正

第二條

- 一 補給課
- 二 補給課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 三 局長及次長ノ官印及官印ノ管掌ニ関スル事項
- 四 文書ノ接受送達納付及保存ニ関スル事項
- 五 成案ノ書ノ審査及送達ニ関スル事項
- 六 局務ノ綜合調整ニ関スル事項
- 七 局務ノ進退及統計ニ関スル事項
- 八 情報蒐集及有係官係員トノ進退ニ関スル事項
- 九 他ノ部課ノ主管ニ属セザルノ事務
- 十 經理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 十一 経費及諸收入ノ核算及算出ノ會計ニ関スル事項
- 十二 調度物及ニ関スル事項
- 十三 廳中取締ニ関スル事項
- 十四 雇入ノ進退及監督ニ関スル事項

第三條

- 一 職員ノ福利厚生ニ関スル事項
- 二 職員共済會ニ関スル事項
- 三 倉庫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 四 倉庫ノ進退保管及配當ニ関スル事項
- 五 倉庫ノ保管及配當ニ関スル事項
- 六 倉庫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 七 倉庫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 八 倉庫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 九 倉庫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 十 倉庫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 十一 倉庫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 十二 倉庫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 十三 倉庫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 十四 倉庫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 十五 倉庫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 十六 倉庫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 十七 倉庫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 十八 倉庫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 十九 倉庫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 二十 倉庫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

第八條

提督課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 調査補算及運送ニ関スル事項
- 二 慰勞ニ関スル事項
- 三 死傷者ニ関スル事項
- 四 保護ニ関スル諸州表、航行ニ関スル事項
- 五 他課ノ事務ニ係ルモノニ関スル事項

第九條

收買課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 訪査ニ関スル事項
- 二 捕獲ニ関スル事項
- 三 給養ニ関スル事項
- 四 住居必賜品ノ給與ニ関スル事項
- 五 收買所ノ管理ニ関スル事項

第十條

送來課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 人員ノ送來ニ関スル事項
- 二 運送用物資ノ送來ニ関スル事項

第十一條

輸送課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 人員及貨物ノ輸送ニ関スル事項
- 二 車輛及舟艇ノ調遣整備及保管ニ関スル事項
- 三 輸送ノ連絡調整ニ関スル事項

第十三條

第一復舊部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 廢務課
- 二 復舊課
- 三 給與課

第十四條

廢務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 部内事務ニ関スル事項
- 二 連絡ニ関スル事項
- 三 初任給、土俵ニ係ルモノ等ノ掌理

第十五條

輸送課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 人員ノ輸送ニ関スル事項
- 二 貨物ノ輸送ニ関スル事項

四、警備及警備隊の警備に關スル事項
五、調査及豫備、蒐集に關スル事項

第十六條

一、其、他復員に關スル事項
給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
二、俸給及諸給與ノ支給に關スル事項
檢査課ニ關スル事項

第十七條

庶務課
復員課
給與課

第十八條

庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一、部内庶務に關スル事項
二、連絡に關スル事項

第十九條

復員課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一、復員手續に關スル事項
二、復員部隊ノ入舎に關スル事項

三、復員に關スル諸事項、定例に關スル事項
四、遺言及遺言後、整理に關スル事項

五、調査及資料、蒐集に關スル事項
六、其、他復員に關スル事項

第二十條

給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一、俸給及諸給與ノ支給に關スル事項
二、檢査等ニ關スル事項

第二十一條

檢査課
庶務課
復員課
給與課
檢査所ニ於テハ左ノ課及檢査病院ヲ置ク

復員課
給與課
檢査課

給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

檢査課
復員課

二 検疫所ノ管理ニ関スル事項
四 検疫所ノ検疫施設ノ主管ニ属セザル事項
第二十三條 検疫所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 検疫ニ関スル事項
二 消毒ニ関スル事項
三 捕虜ニ関スル事項
第二十四條 検査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 病原體検査ニ関スル事項
二 病理解剖ニ関スル事項
三 動物実験ニ関スル事項
第二十五條 衛生資料課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 疫候及病原體採取器具ノ他衛生資料ヲ調達保管及配當ニ関スル事項
第二十六條 医務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 医務及助産ニ関スル事項
二 公務傷病醫則草案施行ニ関スル事項
三 患者ノ收容ニ関スル事項

四 各據護所ノ給養及防疫ニ関スル事項
五 引揚散衛生要配案ニ関スル事項
第二十七條 検疫病院ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 検疫病院内ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
第二十八條 局ニ警備隊ヲ遣フ

第三條 第一復員部ノ組織
第一復員部ニ充テ置ク尚復員課及給與課ハ局長候補及地上ノ各據護所ニ當テテ派遣
第二復員部ニ充テ置ク各據護所ノ入所ノ押運部課ニ對シテ復員課ヲ指導ニ當ラセム

第三條 第一復員部ノ組織
第一復員部ニ充テ置ク尚復員課及給與課ハ局長候補及地上ノ各據護所ニ當テテ派遣
第二復員部ニ充テ置ク各據護所ノ入所ノ押運部課ニ對シテ復員課ヲ指導ニ當ラセム

四 官舎事項に付し、同合せしめ、
復員課に於ては、元々事務を掌る

一 復員事務に關する事項

二 復員部隊の人事に關する事項

三 復員に關する諸申請の発行に關する事項

四 遺骨運送等の事務に關する事項

五 調査及資料の整理に關する事項

六 其の他復員に關する事項

七 修繕事項に對する同合せしめ、
給與課に於ては、左の事項を掌る

一 俸給の支給に關する事項

二 換金に關する事項

三 賠償事項に對する同合せしめ、
久里浜第一第二復員所及び臨時中台復員所に陸軍部隊の入所し、
日復員課給與課の直轄隊の所合に由り、
後遺傳等にかかり、
内課復員課と通し都合する所あり、
課員を抽出し

又國土復員病院に關し、久里浜病院の入院患者の復員業務次第次第に、
復員課給與課より兼任者、常駐者指掌にあり、
庶務課分當事務中、
上明瞭に示し、
同所には、
同僚隊員接護所に、
六回隊員接護所

(三) 池上接護所分設現況

一 接護所に付し、
庶務課

庶務課

庶務課

庶務課

庶務課

庶務課に於ては、
事務を掌る

一 庶務課に關する事項

二 庶務課に關する事項

三 庶務課に關する事項

四 庶務課に關する事項